

金融機関の顧客の実質的支配者の識別に関する管理弁法（日本語訳）

出典：中国人民銀行ウェブサイト（条法司・部門規章）掲載「金融机构客户受益所有人识别管理办法」（中国人民银行令〔2025〕第 12 号、2025 年 12 月 19 日公布、2026 年 1 月 20 日施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/2025121919412749702/index.html>

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026 年 10 月 5 日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、「工作单位」は「勤務先」と、軍・武装警察の「単位」は「部隊」と、「以客户为单位」等の計算単位を表す「単位」は「単位」と訳した。

訳注：主な訳語は、訳者の中華人民共和国反マネーロンダリング法の訳に合わせた（客户尽职调查＝顧客デューデリジェンス、受益所有人＝実質的支配者、业务关系＝業務関係、客户身份资料＝顧客の身元資料、大额交易＝大口取引、可疑交易＝疑わしい取引、非银行支付机构＝非銀行決済機関、洗钱风险管理措施＝マネーロンダリングリスク管理措置、反洗钱特别预防措施＝反マネーロンダリング特別予防措置）。

沿革：2025 年 12 月 12 日中国人民銀行 2025 年第 18 回行務会議で審議・可決。2026 年 1 月 20 日から施行。これにより、「中国人民银行关于加强反洗钱客户身份识别有关工作的通

知」（银发〔2017〕235 号）及び「中国人民银行关于进一步做好受益所有人身份识别工作有关问题的通知」（银发〔2018〕164 号）は廃止された（第 41 条）。

公布文（公布令）

【原文】《金融机构客户受益所有人识别管理办法》已经 2025 年 12 月 12 日中国人民银行 2025 年第 18 次行务会议审议通过，现予公布，自 2026 年 1 月 20 日起施行。

【訳文】《金融機関の顧客の実質的支配者識別管理弁法》は、2025 年 12 月 12 日中国人民銀行 2025 年第 18 回行務会議で審議・可決されたので、ここに公布し、2026 年 1 月 20 日から施行する。

【原文】行 长 潘功胜

【訳文】行長 潘功勝

【原文】2025 年 12 月 19 日

【訳文】2025 年 12 月 19 日

【原文】金融机构客户受益所有人识别管理办法

【訳文】金融機関の顧客の実質的支配者識別管理弁法

第 1 章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】为了预防和遏制洗钱和恐怖融资活动，落实金融机构客户尽职调查要求，规范受益所有人识别核实工作，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等法律规定，制定本办法。

【訳文】マネーロンダリング及びテロ資金供与の活動を予防し及び抑止し、金融機関の顧客デューデリジェンスの要求を実施し、実質的支配者の識別及び確認の業務を規範化するた

め、《中華人民共和國反マネーロンダリング法》、《中華人民共和國反テロリズム法》等の法律の規定に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】 本办法适用于《金融机构客户尽职调查和客户身份资料及交易记录保存管理办法》（中国人民银行 国家金融监督管理总局 中国证券监督管理委员会令〔2025〕第11号发布）所规定的应当履行客户尽职调查义务的机构。

【訳文】 この弁法は、《金融機関の顧客デューデリジェンス並びに顧客の身元資料及び取引記録の保存に関する管理弁法》（中国人民銀行・国家金融監督管理総局・中国证券監督管理委員会令〔2025〕第11号により発布）に定める顧客デューデリジェンス義務を履行しなければならない機関に適用する。

第三条

【原文】 金融机构在开展客户尽职调查时，应当根据客户的组织形式和风险状况，识别并采取合理措施核实非自然人客户的受益所有人，以增强对客户及其风险状况的了解，并将识别核实结果充分运用于洗钱风险管理。

【訳文】 金融機関は、顧客デューデリジェンスを行うに当たり、顧客の組織形態及びリスク状況に応じて、非自然人顧客の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認し、顧客及びそのリスク状況に対する把握を強化するとともに、識別及び確認の結果をマネーロンダリングリスクの管理に十分に活用しなければならない。

第四条

【原文】 金融机构应当按照以下原则开展受益所有人识别核实工作：

【訳文】 金融機関は、次に掲げる原則に従って実質的支配者の識別及び確認の業務を行わなければならない。

【原文】 （一）基于风险原则。金融机构应当按照基于风险的原则，采取与风险程度相匹配的差异化措施识别核实客户的受益所有人。

【訳文】（1）リスクに基づく原則。金融機関は、リスクに基づく原則に従い、リスクの程度に見合った差異化された措置をとって顧客の実質的支配者を識別し及び確認しなければならない。

【原文】（二）合理性原则。金融机构应当勤勉尽责，通过合理的手段了解客户的所有权和控制权结构，识别并采取合理措施核实受益所有人，从而确信其了解客户的受益所有人身份信息和权利状况信息。

【訳文】（2）合理性の原則。金融機関は、勤勉に職責を尽くし、合理的な手段により顧客の所有権及び支配権の構造を把握し、実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認し、もって顧客の実質的支配者の身元情報及び権利状況情報を把握していることを確信しなければならない。

【原文】（三）可靠性原则。金融机构应当通过来源可靠的佐证材料、数据或信息识别核实受益所有人，并综合考虑这些不同来源的佐证材料、数据或信息相互印证以后的整体可靠性。

【訳文】（3）信頼性の原則。金融機関は、信頼できる出所の裏付け資料、データ又は情報により実質的支配者を識別し及び確認し、かつ、これらの異なる出所の裏付け資料、データ又は情報を相互に照らし合わせた後の全体的な信頼性を総合的に考慮しなければならない。

【原文】金融机构不得仅通过查询中国人民银行受益所有人信息查询管理系统（以下简称受益所有人信息查询管理系统）的方式获取受益所有人信息，或者直接通过批量化、自动化等辅助手段代替必要的风险判断和受益所有人识别核实。

【訳文】金融機関は、中国人民銀行実質的支配者情報照会管理システム（以下「実質的支配者情報照会管理システム」という。）を照会する方法のみによって実質的支配者情報を取得し、又は一括処理、自動化等の補助的手段によって必要なリスク判断及び実質的支配者の識別及び確認に直接代えてはならない。

第五条

【原文】金融机构开展受益所有人识别核实工作，应当平衡好管理洗钱风险与优化金融服务的关系，应当采取与风险状况相匹配的措施，不得采取明显超过必要限度的或者“一刀切”式的措施。

【訳文】金融機関は、実質的支配者の識別及び確認の業務を行うに当たり、マネーロンダリングのリスクの管理と金融サービスの最適化との関係の均衡をよくとり、リスク状況に見合った措置をとらなければならない、必要な限度を明らかに超える措置又は「一律」的な措置をとってはならない。

第六条

【原文】中国人民银行可以通过发布监管指引、指南、案例等方式，指导金融机构开展受益所有人识别核实工作。

【訳文】中国人民銀行は、監督管理指針、ガイドライン、事例等を発布する方法により、金融機関が実質的支配者の識別及び確認の業務を行うことを指導することができる。

第七条

【原文】金融机构对开展受益所有人识别核实工作过程中获取的有关信息，应当依法予以保密。

【訳文】金融機関は、実質的支配者の識別及び確認の業務を行う過程において取得した関係情報について、法に従って秘密を保持しなければならない。

第2章 実質的支配者の識別基準（第二章 受益所有人识别标准）

第八条

【原文】符合下列条件之一的自然人，为法人、非法人组织的受益所有人：

【訳文】次に掲げる条件のいずれかに該当する自然人は、法人又は非法人組織の実質的支配者とする。

【原文】（一）通过直接方式或者间接方式最终拥有法人、非法人组织 25%以上股权、股份或者合伙权益；

【訳文】（1）直接又は間接の方法により、法人又は非法人組織の 25 パーセント以上の出資持分、株式又はパートナーシップ持分を最終的に所有すること。

【原文】（二）虽未满足第一项标准，但最终享有法人、非法人组织 25%以上收益权、表决权；

【訳文】（2）第1号の基準を満たさないが、法人又は非法人組織の25パーセント以上の収益権又は議決権を最終的に享有すること。

【原文】（三）虽未满足第一项标准，但单独或者联合对法人、非法人组织进行实际控制。

【訳文】（3）第1号の基準を満たさないが、単独で又は共同して法人又は非法人組織を実際に支配すること。

【原文】前款第三项所称实际控制包括但不限于通过协议约定、关系密切的人等方式实施控制，例如决定法定代表人、董事、监事、高级管理人员或者执行事务合伙人的任免，决定重大经营、管理决策的制定或者执行，决定财务收支，长期实际支配使用重要资产或者主要资金等。

【訳文】前項第3号にいう実際の支配には、契約による取決め、密接な関係を有する者等の方法により支配を行うことを含むが、これに限られない。例えば、法定代表者、取締役、監査役、高級管理職若しくは業務執行パートナーの任免を決定すること、重大な経営上若しくは管理上の意思決定の策定若しくは執行を決定すること、財務上の収支を決定すること、重要な資産若しくは主要な資金を長期にわたり実際に支配し使用すること等である。

【原文】如不存在第一款规定的三种情形的，法人、非法人组织中负责日常经营管理的人员应被认定为受益所有人。

【訳文】第1項に定める3つの場合のいずれも存在しないときは、法人又は非法人組織において日常の経営管理に責任を負う者を実質的支配者と認定しなければならない。

第九条

【原文】对于国内法人、非法人组织的分支机构，金融机构一般应当将该法人、非法人组织的受益所有人认定为该分支机构的受益所有人。如果法人、非法人组织已经是金融机构的客户，

且金融机构已按照规定对其开展客户尽职调查的，金融机构可以重复利用已有的受益所有人信息。

【訳文】国内の法人又は非法人組織の支店等については、金融機関は、原則として当該法人又は非法人組織の実質的支配者を当該支店等の実質的支配者と認定しなければならない。当該法人又は非法人組織が既に金融機関の顧客であり、かつ、金融機関が既に規定に従ってこれに対して顧客デューデリジェンスを行っているときは、金融機関は、既存の実質的支配者情報を再利用することができる。

【原文】对于外国公司分支机构，金融机构除应当按照本办法第八条识别该分支机构所属外国公司的受益所有人外，还应当将该分支机构的至少一名高级管理人员认定为受益所有人。

【訳文】外国会社の支店等については、金融機関は、この弁法第8条に従って当該支店等が属する外国会社の実質的支配者を識別するほか、当該支店等の少なくとも1名の高級管理職を実質的支配者と認定しなければならない。

第十条

【原文】对于下列法人、非法人组织，金融机构可以免于识别其受益所有人：

【訳文】次に掲げる法人及び非法人組織については、金融機関は、その実質的支配者の識別を免除することができる。

【原文】（一）机关法人及代表其行使职权的派出机构、临时性机构，包括政党机关、人大机关、政协机关、行政机关、监察机关、司法机关、军事机关等及代表其行使职权的派出机构、临时性机构；

【訳文】（1）機関法人並びにそれを代表して職権を行使する派出機関及び臨時的機関。政党機関、人民代表大会機関、政治協商會議機関、行政機関、監察機関、司法機関、軍事機関等並びにそれらを代表して職権を行使する派出機関及び臨時的機関を含む。

【原文】（二）事业单位；

【訳文】（2）事業単位

【原文】（三）基层群众性自治组织法人，包括居民委员会和村民委员会；

【訳文】（3）基層大衆の自治組織法人。住民委員会及び村民委員会を含む。

【原文】（四）农村集体经济组织法人；

【訳文】（4）農村集団經濟組織法人

【原文】（五）政府间国际组织、外国政府、外国政府驻华使领馆及办事处等组织及机构；

【訳文】（5）政府間国際機関、外国政府、外国政府の在中国大使館・領事館及び事務所等の組織及び機関

【原文】（六）中国人民银行规定的其他法人、非法人组织。

【訳文】（6）中国人民銀行が定めるその他の法人及び非法人組織

第十一条

【原文】对于下列法人、非法人组织，金融机构在充分评估其洗钱和恐怖融资风险的基础上，可以采取与风险状况相匹配的简化识别措施：

【訳文】次に掲げる法人及び非法人組織については、金融機関は、そのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを十分に評価した上で、リスク状況に見合った簡素化された識別措置をとることができる。

【原文】（一）对于不具有法人资格的专业服务机构，如律师事务所、会计师事务所、资产评估机构、合伙专利代理机构等，无较高风险情形的，可以将机构负责人认定为受益所有人；

【訳文】（1）法人格を有しない専門サービス機関、例えば法律事務所、会計事務所、資産評価機関、パートナーシップ型特許代理機関等については、比較的高いリスクの事情がないときは、機関の責任者を実質的支配者と認定することができる。

【原文】（二）对于城镇农村的合作经济组织法人，包括农民专业合作社和农民专业合作社联合社，参照本办法第八条识别受益所有人，无较高风险情形的，可以将法定代表人认定为受益所有人；

【訳文】（2）都市及び農村の協同経済組織法人（農民專業合作社及び農民專業合作社連合社を含む。）については、この弁法第8条に準じて実質的支配者を識別し、比較的高いリスクの事情がないときは、法定代表者を実質的支配者と認定することができる。

【原文】（三）对于个人独资企业，无较高风险情形的，可以将投资人认定为受益所有人；

【訳文】（3）個人獨資企業については、比較的高いリスクの事情がないときは、投資者を実質的支配者と認定することができる。

【原文】（四）对于合格境外投资者，无较高风险情形的，可以将法定代表人、授权代表或者合格境外投资者业务负责人认定为受益所有人；

【訳文】（4）適格境外投資家については、比較的高いリスクの事情がないときは、法定代表者、授權代表者又は適格境外投資家業務の責任者を実質的支配者と認定することができる。

【原文】（五）对于外国企业常驻代表机构，参照本办法第九条第二款识别受益所有人，无较高风险情形的，可以根据风险状况采取简化的识别措施；

【訳文】（5）外国企業常駐代表機関については、この弁法第9条第2項に準じて実質的支配者を識別し、比較的高いリスクの事情がないときは、リスク状況に応じて簡素化された識別措置をとることができる。

【原文】（六）对于社会团体、基金会、社会服务机构等社会组织，无较高风险情形的，可以根据风险状况采取简化的识别措施；

【訳文】（6）社会団体、基金会、社会サービス機関等の社会組織については、比較的高いリスクの事情がないときは、リスク状況に応じて簡素化された識別措置をとることができる。

【原文】（七）对于国有独资公司、国有控股公司以及全民所有制企业、集体所有制企业和联营企业，可以将其法定代表人认定为受益所有人；

【訳文】（7）国有独資会社、国有支配会社並びに全人民所有制企業、集団所有制企業及び聯営企業については、その法定代表者を実質的支配者と認定することができる。

【原文】（八）对于国有参股公司，按照本办法第八条规定识别受益所有人时，可以不再识别国有资本部分的受益所有人；

【訳文】（8）国有資本参加会社については、この弁法第8条の規定に従って実質的支配者を識別するに当たり、国有資本部分の実質的支配者については改めて識別しないことができる。

【原文】（九）中国人民银行规定的其他法人、非法人组织。

【訳文】（9）中国人民銀行が定めるその他の法人及び非法人組織

第十二条

【原文】信托的受益所有人包括：

【訳文】信託の実質的支配者には、次に掲げる者を含む。

【原文】（一）信托当事人，即委托人、受托人、受益人、监察人（如有）；

【訳文】（1）信託の当事者、すなわち委託者、受託者、受益者及び信託監察人（いる場合）

【原文】（二）对信托行使最终有效控制的其他自然人。

【訳文】（2）信託に対して最終的な有効な支配を行使するその他の自然人

【原文】前款第一项所列信托当事人为非自然人时，金融机构应当逐一、逐层深入，追溯到对信托行使最终有效控制的自然人，并将其认定为受益所有人。前款第二项所称最终有效控制包括但不限于处分信托财产、决定信托财产的投资、决定信托分配方案、变更或者终止信托、变更受益人（或者受益人的条件）、任命或者变更受托人。

【訳文】前項第 1 号に掲げる信託の当事者が非自然人であるときは、金融機関は、一つずつ、一層ずつ掘り下げて、信託に対して最終的な有効な支配を行使する自然人まで遡り、その者を実質的支配者と認定しなければならない。前項第 2 号にいう最終的な有効な支配には、信託財産を処分すること、信託財産の投資を決定すること、信託の分配方案を決定すること、信託を変更し若しくは終了させること、受益者（若しくは受益者の条件）を変更すること、又は受託者を任命し若しくは変更することを含むが、これらに限られない。

【原文】对于信托设立时或者信托存续期间未列出明确具体受益人的，金融机构应当识别并记录受益人的范围（如受益人的类别，或者指定权范围内的潜在受益人）。

【訳文】信託の設定時又は信託の存続期間中に明確かつ具体的な受益者が列挙されていないときは、金融機関は、受益者の範囲（例えば受益者の類別、又は指定権の範囲内の潜在的な受益者）を識別し及び記録しなければならない。

第十三条

【原文】金融机构为财富管理服务信托和公益慈善信托提供服务时，应当按照本办法第十二条的规定识别受益所有人。对于财富管理服务信托以外的其他资产服务信托，金融机构为其提供服务时，如果其所有权和控制权结构简单且洗钱和恐怖融资风险较低，可以采取简化措施识别受益所有人。

【訳文】金融機関は、ウェルスマネジメント・サービス信託及び公益慈善信託にサービスを提供するときは、この弁法第 12 条の規定に従って実質的支配者を識別しなければならない。ウェルスマネジメント・サービス信託以外のその他の資産サービス信託については、金融機関は、これにサービスを提供するに当たり、その所有権及び支配権の構造が単純であり、かつ、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが比較的低いときは、簡素化された措置をとって実質的支配者を識別することができる。

【原文】金融机构为民事信托和外国信托提供服务时，应当按照本办法第十二条的规定识别受益所有人。

【訳文】金融機関は、民事信託及び外国信託にサービスを提供するときは、この弁法第 12 条の規定に従って実質的支配者を識別しなければならない。

【原文】信托公司在开展信托业务过程中聘请投资顾问、法律顾问、会计师等专业服务人员或者机构的，还应当获取并留存专业人员或者机构的基本信息。

【訳文】信託会社は、信託業務を行う過程において投資顧問、法律顧問、会計士等の専門サービス人員又は機関を招へいするときは、更に専門サービス人員又は機関の基本情報を取得し及び保存しなければならない。

第十四条

【原文】对于资产管理信托等资产管理产品，金融机构应当按照基于风险原则，根据资产管理产品的具体情况，参照本办法第八条识别其受益所有人。

【訳文】資産管理信託等の資産管理商品については、金融機関は、リスクに基づく原則に従い、資産管理商品の具体的な状況に応じて、この弁法第 8 条に準じてその実質的支配者を識別しなければならない。

【原文】对于以金融机构为管理人或者受托人的资产管理产品，如果资产管理产品为公开募集或者发行，且按照有关规定进行备案或者登记的，如银行公募理财产品、公开发行的基金产品等，金融机构在提供资金托管等金融服务时，可以采取简化措施，将管理资产管理产品的自然人认定为受益所有人。

【訳文】金融機関を管理人又は受託者とする資産管理商品であって、公募又は公开发行のものであり、かつ、関係規定に従って届出又は登記がされたもの、例えば銀行の公募理財商品、公开发行されたファンド商品等については、金融機関は、資金保管（カストディ）等の金融サービスを提供するに当たり、簡素化された措置をとり、資産管理商品を管理する自然人を実質的支配者と認定することができる。

【原文】对前款规定以外的以金融机构为管理人或者受托人的其他资产管理产品，金融机构在提供资金托管等金融服务时，可在充分评估其洗钱和恐怖融资风险的基础上，根据风险状况确定受益所有人识别核实措施的程度和具体方式。对于低风险的资产管理产品，如针对企业年

金、机关事业单位职业年金等设立的资产管理产品，金融机构可以采取简化措施，将管理资产管理产品的自然人认定为受益所有人。

【訳文】 前項に定めるもの以外の金融機関を管理人又は受託者とするその他の資産管理商品については、金融機関は、資金保管（カストディ）等の金融サービスを提供するに当たり、そのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを十分に評価した上で、リスク状況に応じて実質的支配者の識別及び確認の措置の程度及び具体的な方法を定めることができる。低リスクの資産管理商品、例えば企業年金、機関・事業単位職業年金等のために設定された資産管理商品については、金融機関は、簡素化された措置をとり、資産管理商品を管理する自然人を実質的支配者と認定することができる。

第十五条

【原文】 信托公司作为信托受托人的，在其与银行、证券公司、期货公司等非信托金融机构建立业务关系时和业务存续期间，应当提供信托受益所有人相关的信息和材料。

【訳文】 信託会社は、信託の受託者として、銀行、証券会社、先物会社等の信託以外の金融機関と業務関係を確立するとき及び業務の存続期間中、信託の実質的支配者に関連する情報及び資料を提供しなければならない。

【原文】 对于财富管理服务信托以外的其他营业信托，银行、证券公司、期货公司等非信托金融机构为信托提供资金托管、证券经纪等金融服务时，能够确信信托公司反洗钱和反恐怖融资体系健全并能有效履行反洗钱和反恐怖融资义务的，可以采信信托公司提供的受益所有人信息。信托公司提供的受益所有人信息存在明显疑点，或者信托公司的受益所有人识别核实措施存在明显瑕疵的，银行、证券公司、期货公司等非信托金融机构可以要求信托公司重新识别核实受益所有人并提供相关信息和材料。

【訳文】 ウェルスマネジメント・サービス信託以外のその他の営業信託については、銀行、証券会社、先物会社等の信託以外の金融機関は、信託に資金保管（カストディ）、証券仲介等の金融サービスを提供するに当たり、信託会社の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の体制が健全であり、かつ、反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の義務を有効に履行することができると確信することができるときは、信託会社が提供する実質的支配者情報を信頼して採用することができる。信託会社が提供する実質的支配者情報に明らかな疑問点があり、又は信託会社の実質的支配者の識別及び確認の措置に明らかな瑕疵があるときは、銀行、証券会社、先物会社等の信託以外の金融機関は、信託会社に対し、実質的支配者を改めて識別し及び確認し、並びに関連する情報及び資料を提供するよう求めることができる。

【原文】信托公司未配合提供必要信息和材料，或者出现严重违法、重大风险，或者暴露出明显的反洗钱和反恐怖融资体系性缺陷的，银行、证券公司、期货公司等非信托金融机构应当根据情形采取必要的洗钱风险管理措施。

【訳文】信託会社が必要な情報及び資料の提供に協力せず、重大な違法行為若しくは重大なリスクが生じ、又は反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策の明らかな体制上の欠陥が露呈したときは、銀行、証券会社、先物会社等の信託以外の金融機関は、状況に応じて必要なマネーロンダリングリスク管理措置をとらなければならない。

【原文】信托公司之间开展信托业务合作、资产管理产品的管理人与其他金融机构开展业务合作以及信托公司、资产管理产品的管理人与特定非金融机构开展业务合作的，参照本条前述规定执行。

【訳文】信託会社の間で信託業務の協力を行うとき、資産管理商品の管理人がその他の金融機関と業務協力を行うとき、及び信託会社又は資産管理商品の管理人が特定非金融機関と業務協力を行うときは、この条の前各項の規定に準じて実施する。

第3章 実質的支配者の識別及び確認の要求（第三章 受益所有人識別核実要求）

第十六条

【原文】金融机构应当通过来源可靠的佐证材料、数据或信息了解非自然人客户的所有权和控制权结构，识别出客户的受益所有人，并根据风险状况采取合理措施核实其受益所有人信息。

【訳文】金融機関は、信頼できる出所の裏付け資料、データ又は情報により、非自然人顧客の所有権及び支配権の構造を把握し、顧客の実質的支配者を識別し、かつ、リスク状況に応じて合理的な措置をとってその実質的支配者情報を確認しなければならない。

【原文】上述佐证材料、数据或信息可以来源于政府部门，也可以来源于其他渠道，如公开信息、金融机构发现的信息、客户自己提供的信息等。

【訳文】前項の裏付け資料、データ又は情報は、政府部門から得たものであってもよく、その他の経路、例えば公開情報、金融機関が発見した情報、顧客自身が提供した情報等から得たものであってもよい。

第十七条

【原文】金融机构应当结合客户所提供的受益所有人信息，以及以下佐证材料、数据或信息，了解客户的所有权和控制权结构，进而识别出客户的受益所有人：

【訳文】金融機関は、顧客が提供した実質的支配者情報並びに次に掲げる裏付け資料、データ又は情報を併せて、顧客の所有権及び支配権の構造を把握し、もって顧客の実質的支配者を識別しなければならない。

【原文】（一）法人的相关佐证材料、数据或信息，包括但不限于营业执照（登记证书）或者其他可以验证法人身份的文件，章程，董事、高级管理人员和股东名单、股东持股数量以及持股类型（包括相关的投票权类型）；

【訳文】（1）法人の関連する裏付け資料、データ又は情報。営業許可証（登記証書）その他の法人の身元を検証することができる文書、定款、取締役、高級管理職及び株主の名簿、株主の保有株式数並びに保有株式の種類（関連する議決権の種類を含む。）を含むが、これらに限られない。

【原文】（二）合伙企业的相關佐證材料、數據或信息，包括但不限於營業執照或者其他可以驗證合伙企业身份的文件，合伙协议，合伙人名单、各合伙人承担责任的方式以及合伙人持有的合伙权益比例；

【訳文】（2）パートナーシップ企業の関連する裏付け資料、データ又は情報。営業許可証その他のパートナーシップ企業の身元を検証することができる文書、パートナーシップ契約、パートナーの名簿、各パートナーの責任負担の方式及びパートナーが保有するパートナーシップ持分の割合を含むが、これらに限られない。

【原文】（三）外国公司分支机构的相关佐证材料、数据或信息，包括本款第一项所规定的外国公司的信息和资料，以及外国公司分支机构的营业执照和高级管理人员信息等；

【訳文】（3）外国会社の支店等の関連する裏付け資料、データ又は情報。この項第1号に定める外国会社の情報及び資料並びに外国会社の支店等の営業許可証及び高級管理職の情報等を含む。

【原文】（四）信托的相关佐证材料、数据或信息，包括但不限于信托合同、成立公告（如有）、信托登记证明文书（如有）或者类似书面文件，信托受益权在受托人处的登记记录（如有）或者其他可以证明信托当事人权益的文件；委托人、受托人、受益人和监察人（如有）名单以及其他对该信托行使最终控制权的自然人信息；信托当事人为非自然人时，信托当事人的身份基本信息和受益所有人信息；

【訳文】（4）信託の関連する裏付け資料、データ又は情報。信託契約、成立公告（ある場合）、信託登記証明文書（ある場合）若しくは類似の書面文書、受託者における信託受益権の登記記録（ある場合）その他の信託の当事者の権益を証明することができる文書、委託者、受託者、受益者及び信託監察人（いる場合）の名簿並びにその他の当該信託に対して最終的な支配権を行使する自然人の情報、信託の当事者が非自然人であるときは、信託の当事者の身元基本情報及び実質的支配者情報を含むが、これらに限られない。

【原文】（五）资产管理产品的相关佐证材料、数据或信息，包括但不限于资产管理产品合同或者类似书面文件、资产管理产品说明书，产品份额持有人名册或者其他可以证明投资人权益份额的文件，资产管理产品管理人以及管理资产管理产品的自然人信息。

【訳文】（5）資産管理商品の関連する裏付け資料、データ又は情報。資産管理商品契約若しくは類似の書面文書、資産管理商品説明書、商品持分保有者名簿その他の投資者の権益持分を証明することができる文書、資産管理商品の管理人及び資産管理商品を管理する自然人の情報を含むが、これらに限られない。

【原文】对于适用本办法简化识别标准的客户或者其他明显低风险情形，金融机构通过上述部分佐证材料、数据或信息足以识别受益所有人的，金融机构可以只获取相关部分佐证材料、数据或信息，并记录识别过程和理由。

【訳文】この弁法の簡素化された識別基準が適用される顧客その他の明らかに低リスクの場合について、金融機関が前項の裏付け資料、データ又は情報の一部により実質的支配者を十分に識別することができるときは、金融機関は、関連する一部の裏付け資料、データ又は情報のみを取得し、かつ、識別の過程及び理由を記録することができる。

第十八条

【原文】 金融机构应当识别、留存的客户受益所有人信息包括以下信息：

【訳文】 金融機関が識別し及び保存しなければならない顧客の実質的支配者情報には、次に掲げる情報を含む。

【原文】 （一）受益所有人的身份信息，包括姓名、性别、国籍、出生日期以及身份证件或者身份证明文件的种类、号码、有效期限；

【訳文】 （1）実質的支配者の身元情報。氏名、性別、国籍、生年月日並びに身分証又は身元証明書類の種類、番号及び有効期限を含む。

【原文】 （二）受益所有人的权利状况信息，包括受益所有权关系类型以及形成时间、终止时间（如有）。

【訳文】 （2）実質的支配者の権利状況情報。実質的支配権の関係類型並びにその形成時期及び終了時期（ある場合）を含む。

【原文】 对于透明度较高、信息披露充分的客户，如上市公司和经官方信息验证并确认属于国有独资公司、国有控股公司、全民所有制企业的，金融机构识别、留存的受益所有人身份信息应当至少包括姓名、性别、国籍、出生年月以及可以用于身份识别的照片。

【訳文】 透明性が比較的高く、情報開示が十分な顧客、例えば上場会社及び公的情報による検証を経て国有独資会社、国有支配会社又は全人民所有制企業に該当すると確認されたものについては、金融機関が識別し及び保存する実質的支配者の身元情報には、少なくとも氏名、性別、国籍、生年月及び身元識別に用いることができる写真を含まなければならない。

【原文】 存在本办法第八条第一款第一项规定情形的，受益所有人的权利状况信息还应包括受益所有人持有股权、股份或者合伙权益的比例；存在本办法第八条第一款第二项规定情形的，受益所有人的权利状况信息还应当包括受益所有人拥有收益权、表决权的比例；存在本办法第八条第一款第三项规定情形的，受益所有人的权利状况信息还应当包括受益所有人实际控制的方式。

【訳文】 この弁法第8条第1項第1号に定める場合に該当するときは、実質的支配者の権利状況情報には、更に実質的支配者が保有する出資持分、株式又はパートナーシップ持分の割合を含まなければならない。この弁法第8条第1項第2号に定める場合に該当するときは、実質的支配者の権利状況情報には、更に実質的支配者が有する収益権又は議決権の割合を含まなければならない。この弁法第8条第1項第3号に定める場合に該当するときは、実質的支配者の権利状況情報には、更に実質的支配者が実際に支配する方法を含まなければならない。

第十九条

【原文】 金融机构应当按照基于风险原则，采取合理措施核实所识别出的受益所有人信息。

【訳文】 金融機関は、リスクに基づく原則に従い、合理的な措置をとって、識別した実質的支配者情報を確認しなければならない。

【原文】 对于受益所有人身份信息的真实性，应当通过我国政府公开渠道核实，或者通过外国政府机构、国际组织等官方认证的信息核实；无法通过上述渠道核实的，可以通过受益所有人有效身份证件或者其他身份证明文件的原件或者复印件、影印件，并辅以客户补充提供的其他资料进行核实。对于市场透明度较高的客户，如上市公司和经官方信息验证并确认属于国有独资公司、国有控股公司、全民所有制企业的，金融机构可以通过官方公开信息核实受益所有人的姓名、性别、国籍、出生年月和照片。

【訳文】 実質的支配者の身元情報の真実性については、我が国の政府の公開経路を通じて確認し、又は外国政府機関、国際機関等が公式に認証した情報を通じて確認しなければならない。前記の経路を通じて確認することができないときは、実質的支配者の有効な身分証若しくはその他の身元証明書類の原本、コピー若しくは写しにより、かつ、顧客が補充して提供するその他の資料を補助として、確認することができる。市場の透明性が比較的高い顧客、例えば上場会社及び公的情報による検証を経て国有独資会社、国有支配会社又は全人民所有制企業に該当すると確認されたものについては、金融機関は、公的な公開情報を通じて実質的支配者の氏名、性別、国籍、生年月及び写真を確認することができる。

【原文】 对于受益所有人的权利状况，应当以客户提供的佐证材料、数据或信息为基础，必要时结合政府部门信息、公开信息以及金融机构发现的信息等多渠道信息进行核实，综合判断其权利状况与客户的所有权和控制权结构、风险状况是否相符合，以提升受益所有人信息的准确性。客户及其行为确属低风险情形的，金融机构可以直接采信客户提供的受益所有人权利状况

信息。客户及其行为存在第二十条所规定情形的，金融机构应当根据情况采取第二十一条规定的加强措施。

【訳文】 実質的支配者の権利状況については、顧客が提供した裏付け資料、データ又は情報を基礎とし、必要に応じて政府部門の情報、公開情報及び金融機関が発見した情報等の複数の経路の情報と併せて確認し、その権利状況が顧客の所有権及び支配権の構造並びにリスク状況と符合するか否かを総合的に判断し、もって実質的支配者情報の正確性を高めなければならない。顧客及びその行為が確かに低リスクの場合に該当するときは、金融機関は、顧客が提供した実質的支配者の権利状況情報を直接信頼して採用することができる。顧客及びその行為に第 20 条に定める事情があるときは、金融機関は、状況に応じて第 21 条に定める強化措置をとらなければならない。

第二十条

【原文】 金融机构识别、核实客户的受益所有人时，存在下列特定情形的，应当根据情形采取相应加强措施：

【訳文】 金融機関は、顧客の実質的支配者を識別し及び確認するに当たり、次に掲げる特定の事情があるときは、事情に応じて相応の強化措置をとらなければならない。

【原文】 （一）存在特定风险，如客户或者交易来自高风险国家或者地区；

【訳文】 （1）特定のリスクが存在するとき。例えば、顧客又は取引が高リスク国又は地域からのものであるとき。

【原文】 （二）客户所有权或者控制权结构复杂，如所有权结构涉及境外持股且无法核实登记注册信息，存在循环嵌套、交叉持股，存在协议控制、代持；

【訳文】 （2）顧客の所有権又は支配権の構造が複雑であるとき。例えば、所有権の構造が境外での株式保有に関わり、かつ、登記登録情報を確認することができないとき、循環的な入れ子構造若しくは株式の持合いが存在するとき、又は契約による支配若しくは名義借りによる代理保有が存在するとき。

【原文】 （三）客户所有权或者控制权出现异常变化，如客户频繁更换法定代表人、高级管理人员、受益所有人，且无合理理由；

【訳文】（3）顧客の所有権又は支配権に異常な変化が生じたとき。例えば、顧客が法定代表者、高級管理職又は実質的支配者を頻繁に変更し、かつ、合理的な理由がないとき。

【原文】（四）金融机构先前获得的受益所有人信息真实性、可靠性存疑的，如金融机构发现存在本办法第二十八条规定的重大差异情形；

【訳文】（4）金融機関が以前に取得した実質的支配者情報の真実性又は信頼性に疑いがあるとき。例えば、金融機関がこの弁法第 28 条に定める重大な不一致の場合が存在することを発見したとき。

【原文】（五）有合理理由怀疑客户及其交易涉嫌洗钱或恐怖融资的。

【訳文】（5）顧客及びその取引にマネーロンダリング又はテロ資金供与の嫌疑があると疑う合理的な理由があるとき。

第二十一条

【原文】存在第二十条规定的特定情形时，金融机构应当根据情形采取相匹配的以下一种或者多种加强措施：

【訳文】第 20 条に定める特定の事情があるときは、金融機関は、事情に応じて、これに見合った次に掲げる強化措置の一つ又は複数をとらなければならない。

【原文】（一）进一步获取受益所有人更为全面的身份信息，包括姓名、性别、国籍、出生日期、经常居住地或者工作单位地址、联系方式以及身份证件或者身份证明文件的种类、号码、有效期限；

【訳文】（1）実質的支配者のより全面的な身元情報（氏名、性別、国籍、生年月日、常居所又は勤務先の所在地、連絡先並びに身分証又は身元証明書類の種類、番号及び有効期限を含む。）を更に取得すること。

【原文】（二）通过额外的独立、可靠信息进一步验证客户的所有权和控制权情况；

【訳文】（2）追加の独立した信頼できる情報により、顧客の所有権及び支配権の状況を更に検証すること。

【原文】（三）要求客户补充提供相关证明资料，如代持协议及类似具有法律效力的文件；

【訳文】（3）顧客に対し、関連する証明資料、例えば名義借りによる代理保有の契約及び類似の法的効力を有する文書を補充して提供するよう求めること。

【原文】（四）回访客户，必要时对客户进行实地走访，进一步了解客户的所有权和控制权情况、财产与资金来源、建立业务关系的目的和性质等；

【訳文】（4）顧客を再訪問し、必要に応じて顧客に対して実地訪問を行い、顧客の所有権及び支配権の状況、財産及び資金の出所、業務関係を確立する目的及び性質等を更に把握すること。

【原文】（五）加强客户交易监测，关注与非股东、企业员工及业务伙伴等其他人的资金往来，进一步了解业务关系的目的和性质；

【訳文】（5）顧客の取引の監視を強化し、株主以外の者、企業の従業員、業務上の取引先等のその他の者との資金のやり取りを注視し、業務関係の目的及び性質を更に把握すること。

【原文】（六）采取比本办法第八条更严格的识别标准，如将股权、股份、合伙权益识别标准的阈值设为 10%；

【訳文】（6）この弁法第 8 条より厳格な識別基準を採用すること。例えば、出資持分、株式又はパートナーシップ持分の識別基準の閾値を 10 パーセントとすること。

【原文】（七）提高对客户及其受益所有人信息审核和更新的频率；

【訳文】（7）顧客及びその実質的支配者の情報の審査及び更新の頻度を高めること。

【原文】（八）与客户建立、维持业务关系，或者为客户办理业务，需要获得高级管理层的批准。

【訳文】（8）顧客と業務関係を確立し若しくは維持し、又は顧客のために業務を取り扱うに当たり、上級管理層の承認を得ることを要するものとする。

【原文】金融机构采取上述加强措施后，确需对客户的洗钱或者恐怖融资风险进行风险管理的，可以对客户的交易方式、交易规模、交易频率、办理业务类型等实施合理限制，认为客户的洗钱或者恐怖融资风险超出金融机构风险管理能力的，应当拒绝办理业务或者终止已经建立的业务关系。

【訳文】金融機関が前項の強化措置をとった後、顧客のマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクについてリスク管理を行う必要が確かにあるときは、顧客の取引方法、取引規模、取引頻度、取り扱う業務の種類等について合理的な制限を実施することができ、顧客のマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクが金融機関のリスク管理能力を超えると認めるときは、業務の取扱いを拒否し、又は既に確立した業務関係を終了しなければならない。

第二十二條

【原文】金融机构发现自然人客户行为或者交易出现较高洗钱或者恐怖融资风险情形时，应当视情形筛查该自然人作为受益所有人在本机构的全部非自然人客户，并进行关联分析，同时采取必要的客户尽职调查或者洗钱风险管理措施。

【訳文】金融機関は、自然人顧客の行為又は取引に比較的高いマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの事情が生じたことを発見したときは、状況に応じて、当該自然人が実質的支配者となっている当該機関の全ての非自然人顧客をスクリーニングし、関連分析を行うとともに、必要な顧客デューデリジェンス又はマネーロンダリングリスク管理措置をとらなければならない。

第二十三條

【原文】金融机构在核实受益所有人过程中，对于符合《受益所有人信息管理办法》（中国人民银行 国家市场监督管理总局令〔2024〕第3号发布）第二条规定的客户，应当将识别出的受益所有人信息与受益所有人信息查询管理系统中保存的受益所有人备案信息进行查询核对。

【訳文】金融機関は、実質的支配者を確認する過程において、《実質的支配者情報管理弁法》（中国人民銀行・国家市場監督管理総局令〔2024〕第3号により発布）第2条の規定に

該当する顧客については、識別した実質的支配者情報を実質的支配者情報照会管理システムに保存されている実質的支配者の届出情報と照会し照合しなければならない。

第二十四条

【原文】 金融机构与客户业务关系存续期间，应当持续关注并评估客户整体状况及交易情况，当出现以下情形时，金融机构应当审核并在必要时更新受益所有人信息：

【訳文】 金融機関は、顧客との業務関係の存続期間中、顧客の全体的な状況及び取引状況を継続的に注視し及び評価しなければならない、次に掲げる事情が生じたときは、実質的支配者情報を審査し、必要に応じて更新しなければならない。

【原文】 （一）非自然人客户的股权（合伙权益）、收益权、表决权、控制权发生重大变化可能影响受益所有权的；

【訳文】 （1）非自然人顧客の出資持分（パートナーシップ持分）、収益権、議決権又は支配権に、実質的支配権に影響を及ぼすおそれのある重大な変化が生じたとき。

【原文】 （二）非自然人客户的法定代表人、董事、高级管理人员发生重大变化可能影响受益所有权的；

【訳文】 （2）非自然人顧客の法定代表者、取締役又は高級管理職に、実質的支配権に影響を及ぼすおそれのある重大な変化が生じたとき。

【原文】 （三）信托的当事人发生变化的，如受益人的范围发生变化、受益人的资格丧失或者被确定；

【訳文】 （3）信託の当事者に変化が生じたとき。例えば、受益者の範囲に変化が生じ、受益者の資格が喪失し、又は受益者が確定したとき。

【原文】 （四）对非自然人客户采取持续尽职调查措施且确需对受益所有人再次进行识别或核实的；

【訳文】（4）非自然人顧客に対して継続的なデューデリジェンスの措置をとり、かつ、実質的支配者について再度識別又は確認を行う必要が確かにあるとき。

【原文】（五）出现可能影响受益所有权的其他情形。

【訳文】（5）実質的支配権に影響を及ぼすおそれのあるその他の事情が生じたとき。

第二十五条

【原文】金融机构应当根据本办法准确判断非自然人客户是否符合采取简化或者豁免措施的条件。无法作出准确判断的，金融机构不得采取简化或者豁免措施；非自然人客户出现第二十条规定情形的，不得采取简化或者豁免措施。

【訳文】金融機関は、この弁法に基づき、非自然人顧客が簡素化又は免除の措置をとる条件に該当するか否かを正確に判断しなければならない。正確な判断をすることができないときは、金融機関は、簡素化又は免除の措置をとってはならない。非自然人顧客に第20条に定める事情が生じたときは、簡素化又は免除の措置をとってはならない。

第4章 不一致フィードバック義務（第四章 差异反馈义务）

第二十六条

【原文】金融机构将识别出的受益所有人信息与受益所有人信息查询管理系统保存的备案信息进行查询核对时，发现受益所有人信息错误、不一致或者不完整的，应当按照规定对差异情况进行反馈，以准确核实受益所有人。

【訳文】金融機関は、識別した実質的支配者情報を実質的支配者情報照会管理システムに保存されている届出情報と照会し照合するに当たり、実質的支配者情報に誤り、不一致又は不完全な点を発見したときは、実質的支配者を正確に確認するため、規定に従って不一致の状況についてフィードバックしなければならない。

【原文】金融机构应当建立健全差异反馈制度，明确差异分析、判断和报告工作流程以及相关工作要求，有效处理并反馈受益所有人信息查询核对结果。

【訳文】金融機関は、不一致フィードバック制度を確立し及び健全化し、不一致の分析、判断及び報告の業務の流れ並びに関連する業務上の要求を明確にし、実質的支配者情報の照会照合の結果を有効に処理し及びフィードバックしなければならない。

第二十七条

【原文】金融机构查询核对后发现差异的，应当与客户进行必要的沟通、核实。金融机构有合理理由认为由于自身识别不准确而导致差异的，应当更正其识别的受益所有人信息。金融机构有合理理由认为由于备案信息不准确而导致差异且差异重大的，应当在发现差异之日起30个工作日内通过受益所有人信息查询管理系统提交差异报告，记录并留存报告的理由、差异确认的过程，并提供相关佐证材料。

【訳文】金融機関は、照会照合の後に不一致を発見したときは、顧客と必要な意思疎通及び確認を行わなければならない。金融機関は、自らの識別が不正確であったことにより不一致が生じたと認める合理的な理由があるときは、自らが識別した実質的支配者情報を訂正しなければならない。金融機関は、届出情報が不正確であったことにより不一致が生じ、かつ、その不一致が重大であると認める合理的な理由があるときは、不一致を発見した日から30営業日以内に、実質的支配者情報照会管理システムを通じて不一致報告を提出し、報告の理由及び不一致の確認の過程を記録し及び保存し、並びに関連する裏付け資料を提供しなければならない。

【原文】金融机构查询核对受益所有人信息发现重大差异的，在确保洗钱和恐怖融资风险可控的情况下，金融机构可以先与客户建立或者维持业务关系。

【訳文】金融機関は、実質的支配者情報を照会し照合して重大な不一致を発見したときは、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを制御可能な状態に確保することを条件として、先に顧客と業務関係を確立し又は維持することができる。

【原文】差异报告要素内容、报告格式和填报要求由中国人民银行另行规定。

【訳文】不一致報告の記載事項、報告の様式及び記入の要求は、中国人民銀行が別に定める。

第二十八条

【原文】 金融机构查询核对后，存在以下情形之一的，属于重大差异：

【訳文】 金融機関が照会照合した後、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、重大な不一致とする。

【原文】 （一）受益所有人不匹配，例如发现受益所有人信息查询管理系统保存的受益所有人多出、遗漏或者存在其他不一致且影响识别受益所有人的；

【訳文】 （1）実質的支配者が一致しないとき。例えば、実質的支配者情報照会管理システムに保存されている実質的支配者に過剰、脱漏その他の不一致があり、かつ、実質的支配者の識別に影響を及ぼすことを発見したとき。

【原文】 （二）受益所有人身份的关键信息要素不一致，如对于同一受益所有人，发现受益所有人信息查询管理系统保存的人员姓名、性别、国籍、出生日期以及身份证件或者身份证明文件种类、同一身份证件或者身份证明文件的号码存在不一致；

【訳文】 （2）実質的支配者の身元の主要な情報要素が一致しないとき。例えば、同一の実質的支配者について、実質的支配者情報照会管理システムに保存されている者の氏名、性別、国籍、生年月日並びに身分証若しくは身元証明書類の種類、又は同一の身分証若しくは身元証明書類の番号に不一致があることを発見したとき。

【原文】 （三）受益所有人的权利状况信息存在重大不一致，例如对于同一受益所有人，发现受益所有人信息查询管理系统保存的股权（合伙权益）比例、收益权比例或者表决权比例，实际控制的方式和内容，担任的职务等存在不一致且影响受益所有权关系类型的最终认定，或者受益所有权形成、终止时间出现年月差异的；

【訳文】 （3）実質的支配者の権利状況情報に重大な不一致があるとき。例えば、同一の実質的支配者について、実質的支配者情報照会管理システムに保存されている出資持分（パートナーシップ持分）の割合、収益権の割合若しくは議決権の割合、実際の支配の方法及び内容、就任している職務等に不一致があり、かつ、実質的支配権の関係類型の最終的な認定に影響を及ぼすことを発見したとき、又は実質的支配権の形成時期若しくは終了時期に年月の差異が生じたとき。

【原文】（四）影响识别受益所有人的其他实质性差异。

【訳文】（4）実質的支配者の識別に影響を及ぼすその他の実質的な不一致があるとき。

第二十九条

【原文】金融机构查询核对后，存在以下情形之一的，属于非重大差异，金融机构无需提交差异报告：

【訳文】金融機関が照会照合した後、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、重大でない不一致とし、金融機関は、不一致報告を提出することを要しない。

【原文】（一）对于同一受益所有人，因拼写、缩写等原因导致非汉字姓名书写不一致；

【訳文】（1）同一の実質的支配者について、綴り、略称等の理由により漢字以外の氏名の表記が一致しないとき。

【原文】（二）受益所有人的权利状况信息存在非重大不一致，例如对于同一受益所有人，发现受益所有人信息查询管理系统保存的股权（合伙权益）比例、收益权比例或者表决权比例，实际控制的方式和内容，担任的职务等存在不一致，但不影响受益所有权关系类型的最终认定的；

【訳文】（2）実質的支配者の権利状況情報に重大でない不一致があるとき。例えば、同一の実質的支配者について、実質的支配者情報照会管理システムに保存されている出資持分（パートナーシップ持分）の割合、収益権の割合若しくは議決権の割合、実際の支配の方法及び内容、就任している職務等に不一致があるが、実質的支配権の関係類型の最終的な認定に影響を及ぼさないことを発見したとき。

【原文】（三）金融机构采用比本办法第八条更严格的受益所有人识别标准，导致信息不一致，例如将持有法人或非法人组织股权、股份、合伙权益、表决权或者收益权比例小于25%的自然人识别为客户的受益所有人；

【訳文】（3）金融機関がこの弁法第8条より厳格な実質的支配者の識別基準を採用したことにより、情報の不一致が生じたとき。例えば、法人又は非法人組織の出資持分、株式、

パートナーシップ持分、議決権又は収益権の保有割合が 25 パーセント未満の自然人を顧客の実質的支配者と識別したとき。

【原文】（四）不影响识别受益所有人的其他差异。

【訳文】（4）実質的支配者の識別に影響を及ぼさないその他の不一致があるとき。

【原文】金融机构判断为非重大差异的，应当自发现差异之日起 30 个工作日内记录信息比对和分析核实的情况、不报告的原因以及采取的措施，同时应当向客户提示相关差异情况。

【訳文】金融機関は、重大でない不一致と判断したときは、不一致を発見した日から 30 営業日以内に、情報の比較及び分析・確認の状況、報告しない理由並びにとった措置を記録しなければならない、併せて顧客に対して関連する不一致の状況を伝えなければならない。

第三十条

【原文】当金融机构将识别出的受益所有人信息与受益所有人信息查询管理系统保存的备案信息进行查询核对时，如果发现客户应当备案但未备案受益所有人信息，应当采取适当形式与客户进行沟通，提示其备案受益所有人信息，客户仍未备案的，应当报送差异报告。

【訳文】金融機関は、識別した実質的支配者情報を実質的支配者情報照会管理システムに保存されている届出情報と照会し照合するに当たり、顧客が実質的支配者情報を届け出なければならないにもかかわらず届け出ていないことを発見したときは、適切な形式により顧客と意思疎通を行い、実質的支配者情報を届け出るよう促さなければならない、顧客がなお届け出ないときは、不一致報告を提出しなければならない。

第三十一条

【原文】金融机构开展差异分析时，发现与洗钱或者恐怖融资等犯罪活动相关的，应当按照规定报送可疑交易报告。

【訳文】金融機関は、不一致の分析を行うに当たり、マネーロンダリング又はテロ資金供与等の犯罪活動に関連することを発見したときは、規定に従って疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

【原文】既属于应提交差异报告又属于应提交可疑交易报告情形的，金融机构应当分别提交差异报告和可疑交易报告，提交的差异报告不得提及可疑交易报告报送情况。

【訳文】不一致報告を提出すべき場合であり、かつ、疑わしい取引の報告を提出すべき場合でもあるときは、金融機関は、不一致報告及び疑わしい取引の報告をそれぞれ提出しなければならない。提出する不一致報告において疑わしい取引の報告の提出状況に言及してはならない。

第5章 法律責任（第五章 法律责任）

第三十二条

【原文】金融机构有下列情形之一的，由中国人民银行或者其设区的市级以上派出机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十三条的规定责令限期改正，可以给予警告或者处二十万元以下罚款：

【訳文】金融機関が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の派出機関が、《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第53条の規定に従って期限を定めて是正を命じ、警告し又は20万元以下の過料に処することができる。

【原文】（一）识别核实受益所有人所依据的佐证材料、数据或者信息可靠性或者充分性明显不足的；

【訳文】（1）実質的支配者の識別及び確認の根拠とした裏付け資料、データ又は情報の信頼性又は十分性が明らかに不足しているとき。

【原文】（二）识别核实出受益所有人的理由明显不合理的；

【訳文】（2）実質的支配者を識別し及び確認した理由が明らかに不合理であるとき。

【原文】（三）未按规定在客户业务关系存续期间审核或者更新受益所有人信息的；

【訳文】（3）規定に従って顧客との業務関係の存続期間中に実質的支配者情報を審査し又は更新しなかったとき。

【原文】（四）发现或者应当发现本办法第二十条所规定情形，但未采取本办法第二十一条第一款所规定相应措施的，或者所采取措施明显不合理的；

【訳文】（4）この弁法第20条に定める事情を発見し、又は発見すべきであったにもかかわらず、この弁法第21条第1項に定める相応の措置をとらなかったとき、又はとった措置が明らかに不合理であるとき。

【原文】（五）未按规定将识别出的受益所有人信息与受益所有人信息查询管理系统中保存的受益所有人备案信息进行查询核对的；

【訳文】（5）規定に従って、識別した実質的支配者情報を実質的支配者情報照会管理システムに保存されている実質的支配者の届出情報と照会し照合しなかったとき。

【原文】（六）未在规定时间内完成客户受益所有人识别核实工作的；

【訳文】（6）規定の期限内に顧客の実質的支配者の識別及び確認の業務を完了しなかったとき。

【原文】（七）其他违反受益所有人识别核实要求的。

【訳文】（7）その他実質的支配者の識別及び確認の要求に違反したとき。

第三十三条

【原文】金融机构有下列情形之一的，属于《中华人民共和国反洗钱法》第五十三条所规定的情节严重情形，由中国人民银行或者其设区的市级以上派出机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十三条的规定处二十万元以上两百万元以下罚款：

【訳文】金融機関が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第53条に定める情状が重い場合に該当するものとし、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の派出機関が、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第53条の規定に従って20万元以上200万元以下の過料に処する。

【原文】（一）未开展或者未实质开展受益所有人识别核实工作的；

【訳文】（1）実質的支配者の識別及び確認の業務を行わず、又は実質的に行わなかったとき。

【原文】（二）采取的受益所有人识别简化措施、豁免措施与其风险明显不匹配的；

【訳文】（2）とった実質的支配者の識別の簡素化措置又は免除措置がそのリスクに明らかに見合わないとき。

【原文】（三）存在本办法第三十二条所规定的违法行为，综合考虑金融机构的经营规模、勤勉尽责程度、危害程度及整改情况等因素，认定为情节严重的；

【訳文】（3）この弁法第32条に定める違法行為があり、金融機関の経営規模、勤勉に職責を尽くした程度、危害の程度及び是正の状況等の要素を総合的に考慮して、情状が重いと認定されたとき。

【原文】（四）其他情节严重的情形。

【訳文】（4）その他情状が重い場合

第三十四条

【原文】金融机构违反本办法第二十一条第二款或者第二十二条的规定，应当采取但未采取相应的洗钱风险管理措施，或者洗钱风险管理措施明显不当的，依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十四条的规定予以处罚。

【訳文】金融機関がこの弁法第21条第2項又は第22条の規定に違反し、とるべき相応のマネーロンダリングリスク管理措置をとらず、又はマネーロンダリングリスク管理措置が明らかに不適當であるときは、《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第54条の規定に従って処罰する。

第三十五条

【原文】 金融机构有下列情形之一的，由中国人民银行或者其设区的市级以上派出机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十三条的规定责令限期改正，可以给予警告或者处五万元以下罚款：

【訳文】 金融機関が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の派出機関が、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第53条の規定に従って期限を定めて是正を命じ、警告し又は5万元以下の過料に処することができる。

【原文】 （一）查询核对后，应发现但未发现明显的重大差异的；

【訳文】 （1）照会照合の後、発見すべきであった明らかな重大な不一致を発見しなかったとき。

【原文】 （二）发现重大差异，但未按规定时限提交差异报告的；

【訳文】 （2）重大な不一致を発見したにもかかわらず、規定の期限内に不一致報告を提出しなかったとき。

【原文】 （三）提交的差异报告分析理由明显不完整、不充分、缺乏说服力，或者佐证材料明显不足以支持分析结论，经督促后，仍然反复出现同类问题的；

【訳文】 （3）提出した不一致報告の分析の理由が明らかに不完全若しくは不十分であり、若しくは説得力を欠き、又は裏付け資料が分析の結論を支持するのに明らかに不十分であり、督促を受けた後もなお同種の問題が繰り返し生じたとき。

【原文】 （四）对于非重大差异提交差异报告，经督促后，仍然反复出现同类问题的；

【訳文】 （4）重大でない不一致について不一致報告を提出し、督促を受けた後もなお同種の問題が繰り返し生じたとき。

【原文】 （五）未记录非重大差异信息比对和分析核实的情况、不报告的理由的；

【訳文】（5）重大でない不一致に係る情報の比較及び分析・確認の状況並びに報告しない理由を記録しなかったとき。

【原文】（六）未按规定留存反映差异分析和内部处理情况的工作记录等资料的；

【訳文】（6）規定に従って、不一致の分析及び内部処理の状況を反映した業務記録等の資料を保存しなかったとき。

【原文】（七）未有效履行本办法规定的其他差异反馈义务的。

【訳文】（7）この弁法に定めるその他の不一致フィードバック義務を有効に履行しなかったとき。

第三十六条

【原文】金融机构存在本办法第三十二条至第三十五条规定的违法情形是由于相应的内部控制制度缺陷造成的，应当对内部控制制度的缺陷依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十二条的规定予以处罚。

【訳文】金融機関にこの弁法第32条から第35条までに定める違法な事情があり、それが相応の内部統制制度の欠陥により生じたものであるときは、内部統制制度の欠陥について、《中華人民共和國反マネーロンダリング法》第52条の規定に従って処罰しなければならない。

第三十七条

【原文】有下列情形之一的，可以根据情况从轻或者减轻本办法所规定的处罚：

【訳文】次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、状況に応じて、この弁法に定める処罰をより軽くし、又は減輕することができる。

【原文】（一）持续提交高质量差异报告，对受益所有人备案信息核实有直接帮助；

【訳文】（1）質の高い不一致報告を継続的に提出し、実質的支配者の届出情報の確認に直接役立ったとき。

【原文】（二）协助客户准确备案或者更新受益所有人备案信息，取得显著成效；

【訳文】（2）顧客が実質的支配者の届出情報を正確に届け出又は更新することを支援し、顕著な成果を上げたとき。

【原文】（三）持续准确识别复杂情形下的受益所有人，并对提升行业受益所有人识别水平具有重大借鉴价值；

【訳文】（3）複雑な状況下における実質的支配者を継続的に正確に識別し、かつ、業界の実質的支配者の識別水準の向上にとって重要な参考価値を有するとき。

【原文】（四）其他对国家提高受益所有人信息准确性作出重大贡献的情形。

【訳文】（4）その他国による実質的支配者情報の正確性の向上に重大な貢献をしたとき。

第6章 附則（第六章 附則）

第三十八条

【原文】本办法要求金融机构识别并采取合理措施核实非自然人客户的受益所有人，其中涉及的非自然人客户不包括个体工商户。

【訳文】この弁法が金融機関に対し非自然人顧客の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認することを求めるに当たり、そこにいう非自然人顧客には、個人商工業者を含まない。

第三十九条

【原文】金融机构对本办法实施前已经建立业务关系或者进行交易的存量非自然人客户，未满足本办法有关受益所有人识别标准或者识别核实要求的，应当自本办法施行之日起6个月内完成较高风险以上存量客户受益所有人识别核实工作，自本办法施行之日起2年内完成全部存量客户的受益所有人识别核实工作。对于存量长期不动户（如银行机构久悬户、睡眠户），或者

已被采取暂停非柜面交易等严格限制措施的客户，可将受益所有人识别核实工作延长至客户申请激活账户或者办理业务时再开展。

【訳文】金融機関は、この弁法の実施前に既に業務関係を確立し又は取引を行った既存の非自然人顧客であって、この弁法の実質的支配者の識別基準又は識別及び確認の要求を満たしていないものについて、この弁法の施行の日から 6 か月以内に比較的高リスク以上の既存顧客の実質的支配者の識別及び確認の業務を完了し、この弁法の施行の日から 2 年以内に全ての既存顧客の実質的支配者の識別及び確認の業務を完了しなければならない。既存の長期不稼働口座（例えば銀行機関の長期未請求口座、休眠口座）の顧客、又は既に非窓口取引の停止等の厳格な制限措置がとられている顧客については、実質的支配者の識別及び確認の業務を、顧客が口座の再稼働を申請し、又は業務の取扱いを求める時まで延長して行うことができる。

第四十条

【原文】 本办法由中国人民银行负责解释。

【訳文】 この弁法は、中国人民銀行が解釈する。

第四十一条

【原文】 本办法自 2026 年 1 月 20 日起施行。《中国人民银行关于加强反洗钱客户身份识别有关工作的通知》（银发〔2017〕235 号）、《中国人民银行关于进一步做好受益所有人身份识别工作有关问题的通知》（银发〔2018〕164 号）同时废止。本办法施行前有关受益所有人识别核实规定与本办法不一致的，按照本办法执行。

【訳文】 この弁法は、2026 年 1 月 20 日から施行する。《反マネーロンダリングの顧客身元識別に関する業務の強化に関する中国人民銀行の通知》（銀発〔2017〕235 号）及び《実質的支配者の身元識別業務を更に適切に行うことに関する問題についての中国人民銀行の通知》（銀発〔2018〕164 号）は、同時に廃止する。この弁法の施行前の実質的支配者の識別及び確認に関する規定がこの弁法と一致しないときは、この弁法に従って実施する。